

公募占用指針（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）
の意見要旨及び市の考え方について

1 公表資料

公募占用指針（案）
別紙1及び別紙2
姫路市におけるほこみちイメージ
歩行者利便増進計画作成要領
申請様式一式

2 公表日

令和3年11月19日（金）

3 意見の募集期間

令和3年11月19日（金）～令和3年12月20日（月）

※市ホームページのほか、市の機関（道路管理課、市政情報センター、各地域事務所・支所・出張所・サービスセンター、駅前市役所、曾左・四郷・八幡公民館）への資料設置により意見を募集

4 意見提出件数

2通 7件

5 意見要旨及び市の考え方

(1) 公募占用指針案に関するもの

ア 1 歩行者利便増進道路制度における公募の趣旨、目的

No.	意見要旨	市の考え方	修正
1	事業者の選定方針は「1」事業者で問題ないか。複数事業者の選定の可能性はないか。	本市のほこみちの目的として、魅力的な大手前通りにするべく通りにふさわしい統一されたデザインのコントロール等を実施するためには、1事業者が望ましいと考えるため、この度の公募では1事業者の選定とします。	

イ 2 公募占用指針の概要

(ア) (1) 公募対象歩行者利便増進施設等の種類

No.	意見要旨	市の考え方	修正
1	「キッチンカー」は「設置前に姫路警察署との協議が必要」とあるが、「設置前」とはいつか。	「設置前」とは、計画認定後から占用許可までの期間を想定しておりますが、記載として不明瞭なので「・・・、計画認定後、・・・」に改めます。	○
2	コンテナハウス等の道路内建築物の設置は禁止されているのか。	道路内建築物の占用設置については、通常道路占用及び道路使用許可に加え、建築基準法第44条第1項第2号に基づき、公益上必要な建築物であれば設置できる可能性があります。しかしながら、現在指定している利便増進誘導区域内におけるコンテナハウス等の道路内建築物の占用については、関係機関との協議が整っていませんので、この度の公募では対象外とし、その趣旨が伝わる表現に修正します。	○

(イ) (5) 道路管理者が公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い占有者に求める措置内容

No.	意見要旨	市の考え方	修正
1	区域内外を問わず、植栽の管理は「日常的」でもいいのではないか。	植栽の管理は大きく分けて「除草」と「清掃」を想定しております。 そのうち、「除草」については定期的、「清掃」については日常的に行うものとし、様式に項目を追加します。	○
2	姫路城マラソン、お城まつり開催時施設を残置できない可能性はあるか。	姫路城マラソン、お城まつりについては、開催時に直接支障が出ると想定されないため、施設の残置は可能との協議を警察と行っており、問題ないと考えています。	

ウ 4 公募占用指針説明会及び公募占用指針に関する質問

No.	意見要旨	市の考え方	修正
1	説明会開催における Web の併用は検討していないのか。	昨今のコロナの状況を鑑み、Web の利用も柔軟に対応したいと考えます。	

(2) その他

No.	意見要旨	市の考え方	修正
1	1次占有者が高額な使用料を設定すると、利活用が進まない可能性があると考えられることから、行政側で目安となるような上限金額を設定してほしい。	使用料は、1次占有者の主な収入源であり、また1次占有者・2次占有者互いの市場原理に基づくものと考えており、行政側で目安となる上限金額は設定しない考えです。	

6 市民意見提出手続きの実施結果に基づく修正箇所

旧	新	ページ
<p>※キッチンカーを設置する場合は、<u>設置前に</u>姫路警察署との協議が必要です。</p>	<p>キッチンカーを設置する場合は、<u>計画認定後、個別に</u>姫路警察署との協議が必要です。</p>	<p>2 ページ</p>
<p>※<u>なおコンテナハウス等は道路内建築物となるため設置できません。</u></p>	<p>※<u>コンテナハウス等の道路内建築物の設置については、現時点では関係機関との協議が整っておりませんので、この度の公募では対象外とします。</u></p>	<p>2 ページ</p>
<p>利便増進誘導区域内及び区域外の植栽について、<u>定期的に</u>除草等の管理を行うこと。</p>	<p>利便増進誘導区域内及び区域外の植栽について、<u>日常的な清掃及び定期的な</u>除草等の管理を行うこと。</p>	<p>4 ページ</p>